

**「革新的技術開発・緊急展開事業」
(うち地域戦略プロジェクト)に関するQ & A**

(平成28年3月1日現在)

**(国) 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター
新技術開発部基礎的研究課**

**農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究推進課**

目 次

1. 要件等に関する事 P 1～
2. 地域戦略に関する事 P 7～
3. 対象経費に関する事 P 9～
4. 契約に関する事 P 14～
5. 事業終了後の機械、
施設の取扱に関する事 P 16～
6. その他 P 17～

1. 要件等に関すること

(Q1-1) なぜ研究コンソーシアムへの地方公共団体の参画が必須なのか。

(答) 本事業はTPP対策として実施するものであり、実証研究で確立した技術体系が対象地域に普及され、地域の競争力を強化することを目的としています。このため、速やかな普及を図る観点から、農林漁業施策や普及を担う上で中心となる地方公共団体の参画を要件としています（協力機関としての参画も可。）。

なお、農林漁業者団体等が地域戦略を策定し、当該団体等の主導で普及に取り組む場合は、この限りではありません。

(Q1-2) 地方公共団体は、協力機関として研究コンソーシアムに参画しても良いとのことだが、農林漁業者も協力機関としても参画でもいいのか。

(答) 農林漁業者についても、地方公共団体と同様に、協力機関としての参画でも結構です。

(Q1-3-1) 地方公共団体（普及組織）や農林漁業者については、協力機関としての参画で良いということだが、研究コンソーシアムに参画する場合と協力機関として参画する場合とでは、どのような違いがあるのか。

(答) 正式にコンソーシアムに参画し、e-Radに登録して頂ければ、地方公共団体や農林漁業者であっても人件費、旅費、資材費等の委託費を直接使用でき、また、資産等を取得した際は所有権を持つことができます。

なお、実証研究によって農産物等の販売が行われ、研究成果として、相当の収益が発生した際は、その一部を納付して頂く場合もあり得ます。

一方、e-Radに登録せず、協力機関や協力農家として参画して頂く場合は、研究コンソーシアムに参画している研究機関等からの依頼により、会議に参加したり栽培実証を行ったりして頂くこととなり、これに必要な経費（依頼出張旅費、謝金等）を研究コンソーシアム参画機関から受け取る形となります。

【2月25日追加】

(Q1-3-2) 研究コンソーシアムに構成員になった場合と協力機関になった場合との違いは金銭面だけの違いか。

(答) 研究コンソーシアムの構成員になった場合には、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等を行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置していただく必要があります。

【2月25日追加】

(Q 1-3-3) 研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

(答) 研究コンソーシアムの設立方式の違いについて、まとめると以下のようになります。

- ①規約方式：委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法
- ②協定書方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法
- ③共同研究方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法

なお、共同研究方式をとる場合は、協定書方式の内容を個々の研究機関で共同研究契約を締結することになるため、ひな形はございません。契約内容はコンソーシアムの実情に合わせ適宜工夫していただければと思います。

(Q 1-4) 研究コンソーシアムに都道府県が参画する場合は、本庁の組織が入る必要があるか。

(答) 地域戦略の対象となる地域の今後の方向性や、開発した技術体系の普及を担い得るのであれば、地域の普及センターや農林事務所等でも構いません。

(Q 1-5-1) 普及組織が共同研究機関として研究コンソーシアムに入るのは難しいが、どうすればよいか。

(答) 「普及の参画」は必ずしも研究コンソーシアムに参画しなくても、研究コンソーシアムの外から「協力」ということでも構いません。

ただし、今回の事業は地域戦略を策定して研究をスタートしていただくこととしているため、戦略策定の初期段階から普及支援の主体となる機関に参加していただきたいと考えています。

【2月25日追加】

(Q 1-5-2) 実証研究型について、公募要領では研究グループに農林漁業者（法人を含む）が必ず参画することが要件としているが、公募説明会資料では、農林水産業の現場（例えば、生産に関する技術開発を行う場合は農林漁業者等経営の中、加工・流通に関する技術開発を行う場合には実際の加工・流通の現場）とされていることから、加工・流通に関する技術開発を行う場合、加工業者が参画すれば、農林漁業者（法人を含む）は参画しなくても良いか。

(答) 加工・流通に関する技術開発を行う場合で、農産物の生産そのものを研究の対象としない場合であっても、本事業で確立する技術体系を導入することによって、生産者や産地が裨益を受けることが重要と考えておりますので、農林漁業者の意見を踏まえた研究を推進する観点から、農林漁業者の参画をお願いします。

なお、農林漁業者で組織する団体などの法人でも結構です。

(Q1-6) 現地での実証研究は1年目から行う必要があるのか。

(答) 研究期間内(3年以内)に現地での実証研究を実施して技術体系を確立できるのであれば、必ずしも1年目から現地での実証研究を行うことは必須ではありません。

(Q1-7) 現在取り組んでいる実証研究(※)を、引き続き地域戦略プロジェクトで研究できるのか。

(※) 攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業(H25補正)等

(答) まずは、現在実施中の実証研究・実証事業等(他省庁の事業等を含む。)について、当初の計画に沿って取りまとめを適切に行って下さい。その上で、その成果を踏まえて、「更に発展的に新たな課題について研究を実施する」又は「これまで取り組まなかったテーマ・課題を新たに取り組む」といった形で、実施中の実証研究と今回の本事業とのデマケをしっかりと整理いただく必要があります。

具体的には、当該事業で実施した実証研究等の研究内容、研究成果に係る評価・分析及び本事業で新たに取り組む意義・必要性を整理して頂くこととなります。

なお、個別・FS型はこの限りではありません。

(Q1-8) 海外の研究機関も研究コンソーシアムに参画することは可能か。

(答) 本プロジェクトについては、生産等の現場での実証研究を行うことから、原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施することとしています。

ただし、海外の研究機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

また、海外の研究機関の参画については、個別の判断が必要となりますので、予めご相談ください。

(Q1-9) 都道府県公設試験場等が代表機関となって資金管理をすることが困難な場合、どのようにすれば良いか。

(答) 都道府県公設試験等、代表機関として委託費を受け取り、研究コンソーシアム内の各研究機関へ配分することが困難な場合、研究コンソーシアム内に経理執行業務を担う機関(研究管理運営機関)を設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。

また、そういった研究管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても委託費の対象となります。

(Q1-10) 公募要領の『研究管理運営機関』の要件として「③ 研究代表者と一体となって研究を推進できる地域に所在すること」とありますが、具体的にどの程度まで認められるのか。

例えば代表機関の県から見て、①同一の都道府県内、②隣接した都道府県、③隣接していない都道府県、のどこまで認められるのか。

(答) 当要件の具体的な基準は定めていませんが、遠方の場合、どのように一体として研究を推進するか、ご説明いただければと思います。

【2月25日追加】

(Q1-11) 当初、研究管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

(答) 変更契約手続を行うこととなりますので、必要な書類を提出いただくことになります。

契約の変更が考えられる場合は早めに御相談下さい。

【2月25日追加】

(Q1-12) 研究代表者と研究実施責任者は何が違うのか。また、代表機関の場合は、研究代表者と研究実施責任者を同じにしているのか。

(答) 研究代表者とは、地域戦略・研究計画又は研究計画（以下「提案書」という。）全体の責任者です。

研究実施責任者は、研究コンソーシアムの構成員毎の研究責任者で、構成員毎に1名をおいて頂きます。

また、代表機関の場合、研究代表者と研究実施責任者が同一人物でも構いませんが、研究コンソーシアム全体と所属研究機関の研究がそれぞれ着実に実施されるよう、エフォートの確保に努めて下さい。

なお、契約の際には、生研センターと研究コンソーシアムの代表機関が契約を締結することになりますが、その際の締結者は代表機関の契約権限を有する者になります。

【2月25日追加】

(Q1-13) 研究代表者は研究者でなくても良いか。

(答) 研究代表者は必ずしも研究者でなくても構いませんが、研究コンソーシアム等の責任者として、研究の企画・立案及び進行管理の中心となって、毎年度、試験研究計画に基づく研究成果の評価を行う評議委員会等にも対応していただく必要があります。

【2月25日追加】

(Q 1-14) 研究コンソーシアムには、地方公共団体（行政又は普及）の参画（協力も含む）が要件となっているが、参画する研究機関が所在しているすべての地方公共団体が入る必要があるか。

(答) 参画が必要となる地方公共団体は、コンソーシアムに参画する研究機関（試験場や大学等）の所在地とは関係無く、確立する技術体系がどの地域（都道府県や市町村）を対象としているかで決まります。

すなわち、地域戦略の対象範囲がA県とB県の場合は、確立した技術体系を地域戦略の対象範囲に普及しうる、A県及びB県の地方公共団体に参画して頂く必要があります。

【2月25日追加】

(Q 1-15) 法人格を有しない任意団体でも研究コンソーシアムの構成員になることは可能か。

(答) 代表機関になることは出来ませんが、任意団体でも研究費の配分を受けて研究に参画する構成員になることは可能です（研究費の配分がない協力機関という形でも可）。

その場合には、適切な研究進行管理・知財管理・経理管理等が行う能力・体制を有するとともに、研究実施責任者及び経理責任者を設置する必要があります。

【2月25日追加】

(Q 1-16) 地域戦略プロジェクトと先導プロジェクトの両方に応募することは可能か。

(答) 両プロジェクトで取り組む内容について、デマケをしっかりと整理頂く必要がありますが、応募すること自体は可能です。また、研究者のエフォートにも御留意いただければと思います。

なお、

- ・地域戦略プロジェクトは、速やか（3年以内）に現場に導入可能な技術体系を確立するもの
- ・先導プロジェクトは、10年程度先における実用化を目標に、大幅な生産性の向上等をもたらす技術を開発するもの

ですので、同一の技術で両方のプロジェクトに応募することは想定されないと考えております。

【3月1日追加】

(Q 1-17) 個別・FS型は、どのような研究が対象になるのか。

(答) 個別・FS型は、実証研究型で確立を目指す技術体系を構成する要素技術となることが期待できる個別技術の開発に関する研究や、次年度以降に実証研究に展開す

るための個別技術のフィージビリティスタディ（実行可能性の検証）を1年以内で行うものです。

このため、個別・FS型では、研究期間終了後に生産現場等に導入可能となる技術を対象としており、基礎研究やシーズ創出に関する研究は想定しておりません。

2. 地域戦略に関すること

(Q2-1) 「地域戦略・研究計画」を定める範囲(対象地域の大きさ)はどの程度なのか。複数の県や地域で地域戦略を策定できるのか。

(答) 「地域戦略・研究計画」の対象とする地域の大きさに特段の制約はありません。

このため、対象品目や今後の方向性、開発する技術体系等の方針が同じであれば、複数の都道府県や地域が1つの地域戦略・研究計画を策定し、同じ研究コンソーシアムの中で連携して取り組むことも可能です。

ただし、研究コンソーシアムには、一部の場合を除き、地方公共団体の参画が必須ですので、複数の地方公共団体に跨がる地域を戦略の対象とするときは、当該範囲に対応する地方公共団体が参画する必要があります。

(Q2-2) 複数の県、産地を対象として一つの提案(応募)を行う場合、「地域戦略・研究計画」はどのように作成すればいいのか。

(答) 「地域戦略」については、共通で作成できる項目については共通で、各県(産地)ごとに分けて作成する方が適当な項目は県(産地)ごとに分けて記載していただいで構いません。

特に、普及計画については、県(産地)ごとに普及担当機関が異なるケースが多いと想定されますので、県(産地)ごとに担当機関が分担して作成する方法などが考えられます。

「研究計画」についても、県(産地)によって開発する技術体系の一部に違いがある場合は、書き分けていただくことも可能です。

いずれにしましても、複数の県(産地)を対象とした場合の作成方法に特に決まりはありませんので、研究コンソーシアム内で御相談の上、地域戦略、研究計画の内容が明確になるように作成いただきたいと考えています。

(Q2-3) これから産地化を目指す栽培面積の少ないマイナー作物でも、地域戦略に基づき技術体系の実証・普及を行うのであれば、事業の対象となるのか。

(答) マイナー作物であっても、当該作物の産地での位置づけ(生産額や面積のシェア等)や、確立した技術体系の普及による波及効果等を考慮し、地域農業の競争力強化に資する地域戦略を策定いただければ、事業の対象になり得ます。

(Q2-4) 地域戦略で掲げた目標が達成できなかった場合、地方公共団体等が責任を問われるのか。

(答) 研究を行う以上、不確実性を伴い、所期の成果が得られない場合もあり得るため、仮に地域戦略で掲げた目標が達成できない場合でも、地方公共団体等の責任を問うことまでは考えていません。

ただし、目標が達成できなかった場合は、その要因分析を行い、産地の競争力強化に向けた次の取組に繋げていくことが重要であると考えますので、研究終了後、定期的に追跡調査を行うこととしています。

なお、研究コンソーシアムに参画する地方公共団体の皆様におかれましては、できるだけ目標とする成果が得られるよう、研究実施中から地域の状況を踏まえて意見を出すとともに、成果が得られた場合は、普及計画に沿った普及の取組をお願いします。

(Q2-5) 目標とする指標、普及計画及び経済的波及効果等において、必ずしも記載例にあるような具体的な数値をあげることは難しいため、定性的な目標でも可能か。

(答) 目標とする指標、経済的波及効果等については、審査を行う際の客観的な指標として設定したものであり、可能な限り定量的な目標を設定・記入していただくようお願いいたします。

なお、当該指標について、定量的な記入が無いことをもって応募ができないということではありませんが、審査は他の研究グループから提案される「地域戦略・研究計画」との比較審査となりますのでご承知おき下さい。

【2月25日追加】

(Q2-6) 地域戦略の目標の達成年はいつにすればいいのか。5年先、10年先でも構わないか。

また、経済的波及効果は、3年分(×3年)となっているが、こういった意味か。

(答) 「革新的技術開発・緊急展開事業」は、TPP関連対策であり、このうち地域戦略プロジェクトは、確立した技術体系を速やかに農林水産業の現場に普及し、早急に農林水産業の競争力強化を図ることを目的としております。

このため、地域戦略における目標達成年は、研究終了後、遠くない期間(年月)で目標を達成することが望ましいと考えています。

なお、林業や果樹など研究内容によっては、目標達成に相当の年月を要する課題も想定されますが、このような場合であっても、農林水産業の競争力強化を早急に図ることに鑑み、目標達成年の設定をお願いします。

また、経済的波及効果は、地域戦略の達成年から3年間分で算出してください。

【2月25日追加】

(Q2-7) 地域戦略について、複数の県を対象とする場合、それぞれの県で農家等による現場実証を行う必要があるのか。

(答) 本事業では、実際の生産現場において実証農家の御協力のもと、研究成果をモデル展示し、当該成果を周辺農家へ普及していただくことを大きな目的としています。

このような観点から、実証農家の設定なしに技術が普及し、地域戦略が実現可能であれば、必ずしも全ての県で設定していただく必要はありませんが、速やかな普及を図る観点から、地域戦略を策定した県(地域)では実証農家を設定していただくことが望ましいと考えています。

3. 対象経費に関すること

(Q3-1) 地域戦略プロジェクトの支援対象となる経費は何か。

(答) 農林水産省で実施している他の研究事業と同様に、以下のとおりとなります。

(1) 直接経費

研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

①人件費

②謝金

③旅費

④試験研究費（機械・備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、光熱水料、燃料費、会議費、賃金、雑役務費）

(2) 一般管理経費

上記④試験研究費の15%以内

(3) 消費税等相当額

上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の8%

(Q3-2-1) 一般管理費は試験研究費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

(答) 研究コンソーシアム全体で15%以内です。研究コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意下さい。

【2月25日追加】

(Q3-2-2) 一般管理費は税込みで15%までか。

(答) 一般管理費として計上できるのは、税込みで試験研究費の15%までとなっています。

なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

(Q3-3) 研究の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

(答) 本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから研究コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。

実証研究や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画して頂く必要があります。

一方、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

具体的な例としては、実証研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は委託費の対象とすることは可能です。

一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。

(Q3-4) 農業機械や機器を購入することは可能か。

(答) 実証研究の研究期間は3年間、個別・FS研究は1年間しかありませんので、レンタルやリースによる導入を原則とします。ただし、レンタルやリースの方が高つく場合や研究のための改良が必要な機械等、レンタルやリースができないものについては購入を認めることとします。

なお、前述のとおり、研究要素のある農業機械の改良の場合は、農業機械メーカーが最初から研究コンソーシアムに参画して頂く必要があります。この場合、農業機械メーカーは利益を排除した形で農業機械を持ち込み、改良したり、農業者に使用してもらうこととなり、これに必要な経費を委託費として受け取ることとなります。

(Q3-5) パソコンやデジカメも購入することは可能か。

(答) 本来、受託者の負担により整備すべき机、椅子、書庫等の什器、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など、汎用性の高い事務機器等の購入は原則として認められません。

(Q3-6-1) 園芸用の施設や畜舎などの建物を建設することは可能か。

(答) 通常市販されている一般的な建物については、経費の対象とすることはできません。

ただし、研究開発要素のある試作品（仮設物）（以下「試作品」という。）（※）として設置する場合には、それに係る加工費・試作費、資材費、役務費等を計上す

ることができます。

(※) 試作品とは、市販されている既存の機械・施設とは構造や性能等が異なるもので、当該試作品自体に研究要素があるものを指します。

また、試作品設置のための研究期間中の借地料も経費の対象と出来ませんが、土地の購入は出来ません。

【2月25日追加】

(Q3-6-2) 既存設備等の改良・改造は、対象経費となるのか。

(答) 本事業による研究のための試作品として取り扱うことが出来るのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

ただし、その場合、当該設備等は本事業に関わる研究以外の目的で使用することは出来なくなりますので、御注意下さい。

また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を元に、実質的な修繕を含む改造や、耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。

【2月25日追加】

(Q3-6-3) 自社製品を元に改造を加えるが、材料費として委託費に計上して良いか。

(答) 自社や100%子会社等から調達する場合の費用も計上できますが、その際は利益を排除した価額で計上してください。

(Q3-7) 研究グループの構成員となっている農業者や研究機関が、入札等によって施設(試作品)を導入することは可能か。

(答) 研究要素のある試作品を、通常の建物のように入札等で導入することは考えられません。

研究目的で試作品を導入しようとする場合は、試作品を設置する企業も研究グループの一員として参加していただき、研究計画に沿って自ら設置(試作)していただく必要があります。

この場合、試作品を導入するために必要な経費(材料費、労務費、設計費等)については委託費の対象とすることはできますが、利益を計上することはできません。

(Q3-8) 農業機械や施設(試作品)を導入した際、所有者は誰になるのか。農業者が直接所有することは可能か。

(答) 農業機械や施設(試作品)の所有者は、研究コンソーシアムのいずれかの構成員の所有となります。このため、農業者が所有する場合は、農業者にも研究コンソーシアムに参加して頂く必要があります。

なお、事業実施期間(研究期間)中においては、研究コンソーシアム内で所有権を移転することは可能ですので、例えば、最初、構成員である資材メーカーが施設

(試作品)を所有し、試作品が完成した際に農業者へ所有権を移転することもできます。(Q5-2参照)

ただし、農業者に所有権が移転された場合、試作品の時価に相当する金額を益金として法人税の算定基礎に加算されたり、試作品が固定資産としてみなされ、固定資産税が課税されることがありますのでご注意ください。(固定資産税については、事業実施中に限り委託費の対象。)

(Q3-9) 経費の対象となる人件費とは何か。

(答) 次のとおりとなります。

人件費：研究開発に従事する開発責任者や臨時に雇用する研究員等の給与、諸手当、法定福利費等

賃金：研究補助員(アルバイト、パート)の賃金、諸手当、法定福利費等

なお、作業日誌及び雇用契約書等により、本事業に係る費用であることを確認できる必要があります。

(Q3-10) 複数の企業や大学が参画して実証研究を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一されているのか。

(答) 人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規定等で定められた単価を用いていただいで構いません。

(Q3-11) 農業者が研究コンソーシアムに参画していない場合、経費はどのように計上するのか。

(答) 農業者が研究コンソーシアムから依頼を受けて、栽培管理等に協力いただく場合の費用については、謝金又は請負業務費等として費用計上していただくこととなります。また、研究機関側が用意した新しい生産資材(肥料、農薬、飼料等)を農業者に使用してもらうことも当然可能です。(Q6-2参照)

(Q3-12) 都道府県普及組織が研究コンソーシアムに参画する場合、普及組織が直接使う経費(普及指導員の旅費等)も委託費の対象となるのか。また、研究コンソーシアムに参画しない場合はどうなるのか。

(答) 普及組織が研究コンソーシアムに参画する場合、研究目的で使用する経費については、研究代表機関から都道府県庁(普及組織)へ配分がされ、活動経費として使用することができます。

また、普及組織が研究コンソーシアムに参画しない場合であっても、研究コンソーシアムに属する研究機関が普及組織に対し、依頼出張等の形で支出(負担)することができます。

【2月25日追加】

(Q3-13) 毎年度評価の結果、委託研究が中止又は縮小となり、リース契約により導入していた機械等のリース契約を前倒しで解除する必要がある場合、違約金を委託研究費から支出しても良いか。

(答) このような場合は、リース契約解除に伴う違約金を支払うことについては致し方ないと考えております。

ただし、リース契約が事業終了後もある場合は、その分のリース料・違約金相当分を本事業予算に計上することはできませんので御留意願います(事業終了後分については自己負担願います。)

なお、リース契約の終了に伴い残存簿価等で買い取る費用については計上できませんので、御留意願います。

【2月25日追加】

(Q3-14) 研究管理運営機関の経費は委託費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

(答) 委託費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上して下さい。

【2月25日追加】

(Q3-15) 経理マニュアルのようなものを示す予定はあるのか。

(答) 4月以降に生研センターのウェブサイト公表予定です。

なお、本事業については、単年度毎の契約であることから、従来(H25補正予算事業「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術展開事業」など)とは一部取扱いが異なる予定です。

4. 契約に関すること

(Q 4-1) 研究の委託契約は誰と誰が行うのか。

(答) 委託契約は、事業実施主体である(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターと研究コンソーシアムの代表機関との間で行うこととなります。

なお、前述の研究管理運営機関(Q 1-9、1-10)を設けた場合は、代表機関に変わって当該業務を行うこととなります。

(Q 4-2) 採択・契約された場合、委託費は誰に交付されるのか。

(答) 委託費は、(国)農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターから研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。

委託費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ委託費を配分することとなります。

なお、前述の研究管理運営機関(Q 1-9、1-10)を設けた場合は、代表機関に変わって当該業務を行うこととなります。

(Q 4-3) 実証研究型の研究期間は原則3年以内だが、年度途中で採択された場合、研究期間が実質3年未満となってしまうのか。

例えば、28年の秋に採択された場合、研究期間は30年度末までになるのか。

(答) 研究期間は年度末で終了するのではなく、委託契約締結日から3年以内とすることを考えています。このため、28年度の秋に採択された場合は、研究期間は31年の秋までとなります。

(Q 4-4) 本事業で得られた知財の所有権(特許権等)はどこにあるのか。

(答) 一定の手続きを行っていただいた上、いわゆる日本版バイ・ドール条項(産業技術力強化法第19条)に基づき、原則、委託先に帰属することとなります。

なお、知財の取扱いについては、研究コンソーシアムであればあらかじめ研究コンソーシアム内で協定等を締結しておく必要があります。この協定等に基づき、研究コンソーシアム内のどこに帰属するか決定していただくこととなります。

(Q 4-5) 当初、研究管理運営機関を設けて契約する予定だが、県の体制が整った後は、県が直接契約する形に変更することも可能か。

(答) 可能です。

もし、そのような予定があるようでしたら、契約当初に教えておいて下さい。

【2月25日追加】

(Q 4-6) 今回採択された場合、契約時期を4月ではなく、それ以降(例えば7月)にすることは可能か。

(答) 今回の公募については、採択されたものについて4月以降早期に契約を行うこととしていますが、個別に契約時期を変えることは想定しておりません。

また、研究終了時期は、今回の公募の場合、3年間の研究を行うのであれば、平成31年3月までになります。

【2月25日追加】

(Q 4-7) 資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、生研センターとの契約の締結はどこが行うことになるのか。

(答) 研究管理運営機関の契約権限のある者と委託契約を締結することになります。

【2月25日追加】

(Q 4-8) 資金配分等に係る業務を研究管理運営機関が行う場合、提案書の研究代表機関の経理統括責任者は誰を記入すれば良いか。

(答) 研究代表機関の経理統括責任者は記入しなくて良いですが、研究管理運営機関の経理責任者が経理統括責任者として位置づけられることになります。

5. 事業終了後の機械、施設の取扱いに関すること

(Q5-1) 導入・設置した施設（試作品）等の事業終了後の取扱いはどうなるのか。

(答) 導入・設置した施設（試作品）(※)については、事業終了後は原状回復、すなわち解体・撤去していただくか、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります。(他者へ売り払うことはできません。)

(※) 施設（試作品）については、Q3-6参照

(Q5-2) レンタルやリースによらずして導入した農業機械や施設（試作品）を研究に参加している農業者が引き続き使用することはできないのか。

(答) 本事業は補助事業ではなく委託研究事業ですので、前述のとおり、事業（研究期間）が終了した際は、レンタルやリースによらず導入した農業機械や施設（試作品）は、現状復帰していただくか、機械や施設の償却期間中、引き続き研究目的で継続使用していただくこととなります(他者へ売り払うことはできません。)

なお、継続使用が認められるのは、研究を受託した研究コンソーシアムの構成員が引き続き研究目的で使用又は管理する場合には限られます。

従って、農業者が事業終了後も継続使用する場合は、以下の方法で対応していただくことが必要となります。

- ① 農業者に研究コンソーシアムの構成員として参加していただき、初めから農業者が所有する
- ② 農業者に研究コンソーシアムの構成員として参加していただき、事業終了時までに農業者へ所有権を移転する（事業実施期間中であれば、研究コンソーシアム内の構成員間で農業機械や施設（試作品）の所有権を移転することは可能）
- ③ 農業者は研究コンソーシアムに参加せず、事業終了後も機械を所有・管理する機関（研究コンソーシアムの構成員）から研究目的で貸与を受ける

また、農業者が研究目的で継続使用するにあたっては、実証データの取得や周辺農家・他県からの見学受け入れ（対応日や日数を予め決めることは可能）等の対応を行っていただくこととなります。

6. その他

(Q6-1) 実証研究で生産された農産物の販売はどのようになるのか(販売利益は誰のものか)。

(答) 通常の営農・経営活動として販売していただき、収益も当然農業者に帰属しますが、農業者が研究コンソーシアムに正式に参画している場合であって、実証研究の成果に因って、これまでに比べて収益が大幅に増加した場合、増加分の一部について、委託元への納付(収益納付)を求められる場合もあります。

(Q6-2) 農業者が研究コンソーシアムに参加せず、研究コンソーシアム外の協力農家として参加する場合は、収益納付の義務は課せられないとのことだが、例えば、畜産の実証研究において、新しく開発したエサを畜産農家に無償で配布し、使用してもらう場合も収益納付は発生しないということで良いか。

(答) 農業者がコンソーシアムに参加しない場合は、エサを農業者に使用してもらう場合も含め、収益納付の規程は適用されません。

逆に、新しく開発したエサを使っただけの場合は、新たな給餌技術やリスクの発生も想定されるため、掛かり増し経費や謝金等を農業者に支払うことも可能です。

なお、使用してもらうエサの対価が通常のエサ代の相当部分を占めると思われる場合、掛かり増し経費や謝金等の支払い額を調整していただくなど、適切な支出をお願いします。

(Q6-3) 研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研センターに報告することになっているが、販売収益が増えた際に適用される収益納付規程も、5年間も義務が課せられるのか。

(答) 収益納付の規程は、事業実施期間中に限って適用されるため、事業終了後は課せられません。

なお、収益納付については、単に販売額が増加した場合において直ちに求められるものではなく、収益が相当程度増加した場合において、一定の計算のもとに算定されるものです。

(Q6-4) 個別・FS研究で得られた成果を、実証研究に後から追加することは可能か。

(答) 個別・FS研究については、その成果が実証研究に活用されることを期待しています。

このため、個別・FS研究で得られた成果を実証研究に後から追加できるような仕組みにすることを検討しています。

【2月25日追加】

(Q6-5-1) 第1回公募の採択数は、どの程度を想定しているのか。

(答) 採択される提案の予算額により採択できる数が変わるため、現時点で採択予定数をお示しすることは困難です。

なお、28年夏以降に第2回公募を予定しておりますので、予め、一定の予算を確保しておく予定です。

(Q6-5-2) 29年度以降も新規採択を行うのか。

(答) 予算措置を伴うため確約はできませんが、平成29年度以降についても新たな研究課題が採択できるよう検討したいと考えています。

(Q6-6) 応募期限までにe-Radの登録が出来ない場合には、応募申請できないのか。

(答) 研究コンソーシアムの代表機関及び構成員（研究費の配分を受ける場合）はe-Rad登録していただく必要がありますが、申請時までにe-Rad登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad上は代表機関に研究費を計上（上乘せ）するなどして申請することを認めています。

ただし、代表機関のe-Rad登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員のe-Rad登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には記載されている必要があります。

なお採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad登録を済ませ、研究課題の登録内容を修正していただく必要があります。

登録（修正）されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません。

（ただし、協力機関として、会議等への旅費等は代表機関から支給することはできます。）

【2月25日追加】

(Q6-7) 農林漁業者（法人を除く）が研究コンソーシアムの構成員として参画する場合、財務状況の該当項目を記載できませんが、記載する必要はあるか。

(答) 委託先としての適性を確認する必要があることから、該当項目の数字が記載できない場合は、それに準じた内容を記載されるようお願いいたします。

【3月1日追加】

(Q6-8) 協力機関は、提案書のどの部分に、どのように書けば良いのか。

(答) 地域戦略プロジェクト（うち実証研究型）の提案書様式について以下の5か所に記載をお願いします。

- ・「2. 研究計画の概要」の「研究グループ（研究コンソーシアム）参画機関」の欄に当該協力機関名を記載するとともに、協力機関であることが分かるように括弧書きで（協力機関）と明記
- ・「様式1-3【研究グループの構成】」の「① 研究グループの構成員」及び「② 研究計画の実施体制図（研究グループの関係図）」に協力機関が分かるように記載（協力機関の農林漁業者の場合、「① 研究グループの構成員」への記載は不要）
- ・「様式2-1【研究計画の内容】」の「2. 研究計画の具体的内容の（3）各年度毎の研究計画・目標等」の「① 研究計画の構成及び年次計画」に協力機関の活動内容を記載
- ・「様式2-1【研究計画の内容】」の「1.1. 参画機関及び研究者情報」の「（1）参画機関の概要」に協力機関であることが分かるように記載（協力機関の農林漁業者の場合は記載は不要）